

中山間地域総合整備事業（継続）

【33,014(30,467)百万円】

対策のポイント

農業の生産条件等が不利な中山間地域において、農業生産基盤の整備と併せて農村生活環境基盤等の整備を総合的に実施することにより、中山間地域における農業・農村の活性化を支援します。

- ・ 中山間地域は、耕地面積、農業産出額などでわが国の約4割を占め、わが国農業において重要な役割を担っていると共に、国土保全や水源かん養等の多様な役割を果たしています。
- ・ しかし、傾斜地が多いといった地形特性等から、農業生産条件が不利な状況にあり、過疎・高齢化等による活力の低下が懸念されています。
- ・ このため、各種整備の総合的な実施を通じて農業・農村の活性化を図ることが必要です。

政策目標

中山間地域の一戸当たり農家総所得の維持(485万円)

<内容>

区分1のうち2以上の事業種類並びに区分2の事業種類等を組み合わせたメニュー方式で総合的に実施。（生産基盤型は区分1のみ対象、生活環境型は区分2を中心に実施）

区 分	事 業 種 類	
1. 農業生産基盤整備事業	(1) 農業用排水施設整備事業 (2) 農道整備事業 (3) ほ場整備事業 (4) 農用地開発事業 (5) 農地防災事業	(6) 客土事業 (7) 暗きょ排水事業 (8) 鳥獣侵入防止柵整備事業 (9) 農用地の改良又は保全事業
2. 農村生活環境整備事業	(1) 農業集落道整備事業 (2) 営農飲雑用水施設整備事業 (3) 農業集落排水施設整備事業 (4) 農業集落防災安全施設整備事業 (5) 用地整備事業 (6) 活性化施設整備事業	(7) 集落環境管理施設整備事業 (8) 交流施設基盤整備事業 (9) 情報基盤施設整備事業 (10) 市民農園等整備事業 (11) 生態系保全施設等整備事業 (12) 交換分合事業
3. 特認事業	地方農政局長等が特に必要と認める事業	

[採択要件面積（基本タイプ）] * 下記面積は生産基盤整備事業に係る受益面積の合計

	一般型	生産基盤型	生活環境型	広域連携型
都道府県営	60ha以上	20ha以上	ほ場整備10ha以上含む	60ha以上
市町村営	20ha以上	10ha以上	（生産基盤整備を概ね了していること）	複数の市町村にまたがる広域を対象。

[事業対象地域]

過疎地域自立促進特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法及び特定農山村法による指定を受けた市町村又は準ずる市町村。

農業生産基盤整備を実施する地域にあっては、林野率50%以上かつ傾斜1/100以上の農用地の面積が当該地域の50%以上であること。

<事業実施主体等>

1. 事業実施主体 都道府県、市町村
2. 補助率 農林水産省・北海道55%、離島60%、奄美70%、沖縄75%
3. 事業実施期間 平成2年度～

[担当課：農村振興局整備部地域整備課(03-3501-8359(直))]